鉱業所名	佐賀		北海道
鉱山名	相知炭坑	芳谷炭坑	三井砂川炭坑
名称	三菱鉱業株式会社相知炭坑代表者	三菱鉱業株式会社芳谷炭坑代表者	親和会代議員
設立ノ目的	実施事項ハ左ノ如シ 一、会員ノ福利増進ニ関スル事項 二、会員ノ技術練磨ニ関スル事項 三、会員ノ修養ニ関スル事項 四、会員ノ自衛ニ関スル事項 五、其ノ他本会ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項	実施事項ハ左ノ如シ 一、会員ノ福利増進ニ関スル事項 二、会員ノ技術練磨ニ関スル事項 三、会員ノ修養ニ関スル事項 四、会員ノ自衛ニ関スル事項 五、其ノ他本会ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項	実施事項ハ左ノ如シ 一、会員ノ福利増進ニ関スル事項 二、会員ノ技術練磨ニ関スル事項 三、会員ノ修養ニ関スル事項 四、会員ノ自衛ニ関スル事項 五、其ノ他本会ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項
組織	本会ニ左ノ役員ヲ置ク 会長一名 副会長一名 評議員若干名 会長ハ会務ヲ統理シ会員ヲ代表ス 副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス 評議員ハ会長ノ諮問ニ応ジ重要ナル事項ヲ審議ス 会長ハ評議員ノ互選ニヨリ副会長ハ会長ノ指名ニヨリ評議員ハ会員ノ選挙ニヨリ之ヲ定ム 役員ノ任期ハ二年トス但シ再選ヲ妨ケス	本会ニ左ノ役員ヲ置ク 会長一名 副会長一名 評議員若干名 会長ハ会務ヲ統理シ会員ヲ代表ス 副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス 評議員ハ会長ノ諮問ニ応ジ重要ナル事項ヲ審議ス 会長ハ評議員ノ互選ニヨリ副会長ハ会長ノ指名ニヨリ評議員ハ会員ノ選挙ニヨリ之ヲ定ム 役員ノ任期ハ二年トス但シ再選ヲ妨ケス	本会ニ左ノ役員ヲ置ク 会長一名 副会長一名 評議員若干名 会長ハ会務ヲ統理シ会員ヲ代表ス 副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス 評議員ハ会長ノ諮問ニ応ジ重要ナル事項ヲ審議ス 会長ハ評議員ノ互選ニヨリ副会長ハ会長ノ指名ニヨリ評議員ハ会員ノ選挙ニヨリ之ヲ定ム 役員ノ任期ハ二年トス但シ再選ヲ妨ケス
会議	会議ハ定期会及臨時会トス 定期会ハ毎年一回之ヲ開キ臨時会ハ会長必要ト認メタルトキ又ハ会員ノ三分ノ一以上ヨリ会議ニ付スヘキ事項ヲ具シ請求シタルトキ之ヲ開ク 会議ハ会員ノ半数以上出席スルニアラサレハ開会スルコトヲ得ス 会議ノ議事ハ出席会員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同数ナルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル 会議ノ議事ハ書記ヲシテ之ヲ記載シ会長及会員ノ中ヨリ選挙シタル議事録署名者二名之ニ署名スルモノトス	会議ハ定期会及臨時会トス 定期会ハ毎年一回之ヲ開キ臨時会ハ会長必要ト認メタルトキ又ハ会員ノ三分ノ一以上ヨリ会議ニ付スヘキ事項ヲ具シ請求シタルトキ之ヲ開ク 会議ハ会員ノ半数以上出席スルニアラサレハ開会スルコトヲ得ス 会議ノ議事ハ出席会員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同数ナルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル 会議ノ議事ハ書記ヲシテ之ヲ記載シ会長及会員ノ中ヨリ選挙シタル議事録署名者二名之ニ署名スルモノトス	会議ハ定期会及臨時会トス 定期会ハ毎年一回之ヲ開キ臨時会ハ会長必要ト認メタルトキ又ハ会員ノ三分ノ一以上ヨリ会議ニ付スヘキ事項ヲ具シ請求シタルトキ之ヲ開ク 会議ハ会員ノ半数以上出席スルニアラサレハ開会スルコトヲ得ス 会議ノ議事ハ出席会員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同数ナルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル 会議ノ議事ハ書記ヲシテ之ヲ記載シ会長及会員ノ中ヨリ選挙シタル議事録署名者二名之ニ署名スルモノトス
会員	本会ノ会員ハ左ノ如シ 一、本会ノ趣旨ニ賛同シ入会ヲ申込ミタル者 二、本会ノ趣旨ニ賛同シ会長ノ推薦ヲ受ケタル者 三、本会ノ趣旨ニ賛同シ会長ノ勧誘ヲ受ケタル者 会員ハ入会ノ際金壱円ヲ納ムヘシ	本会ノ会員ハ左ノ如シ 一、本会ノ趣旨ニ賛同シ入会ヲ申込ミタル者 二、本会ノ趣旨ニ賛同シ会長ノ推薦ヲ受ケタル者 三、本会ノ趣旨ニ賛同シ会長ノ勧誘ヲ受ケタル者 会員ハ入会ノ際金壱円ヲ納ムヘシ	本会ノ会員ハ左ノ如シ 一、本会ノ趣旨ニ賛同シ入会ヲ申込ミタル者 二、本会ノ趣旨ニ賛同シ会長ノ推薦ヲ受ケタル者 三、本会ノ趣旨ニ賛同シ会長ノ勧誘ヲ受ケタル者 会員ハ入会ノ際金壱円ヲ納ムヘシ
会費	会員ハ毎月金拾銭ヲ納ムヘシ	会員ハ毎月金拾銭ヲ納ムヘシ	会員ハ毎月金拾銭ヲ納ムヘシ
備考	第一条ノ事業ヲ実施スル為メ相知炭坑ニ於テ左ノ事業ヲ経営ス 一、病院 二、診療所 三、産婆 四、薬局 五、共済組合 六、其ノ他本会ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業	第一条ノ事業ヲ実施スル為メ芳谷炭坑ニ於テ左ノ事業ヲ経営ス 一、病院 二、診療所 三、産婆 四、薬局 五、共済組合 六、其ノ他本会ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業	第一条ノ事業ヲ実施スル為メ三井砂川炭坑ニ於テ左ノ事業ヲ経営ス 一、病院 二、診療所 三、産婆 四、薬局 五、共済組合 六、其ノ他本会ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

鉱業所名	北海道		道
鉱山名	一心炭坑	知空炭坑	享和炭坑
名称	一心炭坑代表者	知空炭坑代表者	享和炭坑代表者
設立ノ目的	実施事項ハ左ノ如シ 一、会員ノ福利増進ニ関スル事項 二、会員ノ技術練磨ニ関スル事項 三、会員ノ修養ニ関スル事項 四、会員ノ自衛ニ関スル事項 五、其ノ他本会ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項	実施事項ハ左ノ如シ 一、会員ノ福利増進ニ関スル事項 二、会員ノ技術練磨ニ関スル事項 三、会員ノ修養ニ関スル事項 四、会員ノ自衛ニ関スル事項 五、其ノ他本会ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項	実施事項ハ左ノ如シ 一、会員ノ福利増進ニ関スル事項 二、会員ノ技術練磨ニ関スル事項 三、会員ノ修養ニ関スル事項 四、会員ノ自衛ニ関スル事項 五、其ノ他本会ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項
組織	本会ニ左ノ役員ヲ置ク 会長一名 副会長一名 評議員若干名 会長ハ会務ヲ統理シ会員ヲ代表ス 副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス 評議員ハ会長ノ諮問ニ応ジ重要ナル事項ヲ審議ス 会長ハ評議員ノ互選ニヨリ副会長ハ会長ノ指名ニヨリ評議員ハ会員ノ選挙ニヨリ之ヲ定ム 役員ノ任期ハ二年トス但シ再選ヲ妨ケス	本会ニ左ノ役員ヲ置ク 会長一名 副会長一名 評議員若干名 会長ハ会務ヲ統理シ会員ヲ代表ス 副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス 評議員ハ会長ノ諮問ニ応ジ重要ナル事項ヲ審議ス 会長ハ評議員ノ互選ニヨリ副会長ハ会長ノ指名ニヨリ評議員ハ会員ノ選挙ニヨリ之ヲ定ム 役員ノ任期ハ二年トス但シ再選ヲ妨ケス	本会ニ左ノ役員ヲ置ク 会長一名 副会長一名 評議員若干名 会長ハ会務ヲ統理シ会員ヲ代表ス 副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス 評議員ハ会長ノ諮問ニ応ジ重要ナル事項ヲ審議ス 会長ハ評議員ノ互選ニヨリ副会長ハ会長ノ指名ニヨリ評議員ハ会員ノ選挙ニヨリ之ヲ定ム 役員ノ任期ハ二年トス但シ再選ヲ妨ケス
会議	会議ハ定期会及臨時会トス 定期会ハ毎年一回之ヲ開キ臨時会ハ会長必要ト認メタルトキ又ハ会員ノ三分ノ一以上ヨリ会議ニ付スヘキ事項ヲ具シ請求シタルトキ之ヲ開ク 会議ハ会員ノ半数以上出席スルニアラサレハ開会スルコトヲ得ス 会議ノ議事ハ出席会員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同数ナルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル 会議ノ議事ハ書記ヲシテ之ヲ記載シ会長及会員ノ中ヨリ選挙シタル議事録署名者二名之ニ署名スルモノトス	会議ハ定期会及臨時会トス 定期会ハ毎年一回之ヲ開キ臨時会ハ会長必要ト認メタルトキ又ハ会員ノ三分ノ一以上ヨリ会議ニ付スヘキ事項ヲ具シ請求シタルトキ之ヲ開ク 会議ハ会員ノ半数以上出席スルニアラサレハ開会スルコトヲ得ス 会議ノ議事ハ出席会員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同数ナルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル 会議ノ議事ハ書記ヲシテ之ヲ記載シ会長及会員ノ中ヨリ選挙シタル議事録署名者二名之ニ署名スルモノトス	会議ハ定期会及臨時会トス 定期会ハ毎年一回之ヲ開キ臨時会ハ会長必要ト認メタルトキ又ハ会員ノ三分ノ一以上ヨリ会議ニ付スヘキ事項ヲ具シ請求シタルトキ之ヲ開ク 会議ハ会員ノ半数以上出席スルニアラサレハ開会スルコトヲ得ス 会議ノ議事ハ出席会員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同数ナルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル 会議ノ議事ハ書記ヲシテ之ヲ記載シ会長及会員ノ中ヨリ選挙シタル議事録署名者二名之ニ署名スルモノトス
会員	本会ノ会員ハ左ノ如シ 一、本会ノ趣旨ニ賛同シ入会ヲ申込ミタル者 二、本会ノ趣旨ニ賛同シ会長ノ推薦ヲ受ケタル者 三、本会ノ趣旨ニ賛同シ会長ノ勧誘ヲ受ケタル者 会員ハ入会ノ際金壱円ヲ納ムヘシ	本会ノ会員ハ左ノ如シ 一、本会ノ趣旨ニ賛同シ入会ヲ申込ミタル者 二、本会ノ趣旨ニ賛同シ会長ノ推薦ヲ受ケタル者 三、本会ノ趣旨ニ賛同シ会長ノ勧誘ヲ受ケタル者 会員ハ入会ノ際金壱円ヲ納ムヘシ	本会ノ会員ハ左ノ如シ 一、本会ノ趣旨ニ賛同シ入会ヲ申込ミタル者 二、本会ノ趣旨ニ賛同シ会長ノ推薦ヲ受ケタル者 三、本会ノ趣旨ニ賛同シ会長ノ勧誘ヲ受ケタル者 会員ハ入会ノ際金壱円ヲ納ムヘシ
会費	会員ハ毎月金拾銭ヲ納ムヘシ	会員ハ毎月金拾銭ヲ納ムヘシ	会員ハ毎月金拾銭ヲ納ムヘシ
備考	第一条ノ事業ヲ実施スル為メ一心炭坑ニ於テ左ノ事業ヲ経営ス 一、病院 二、診療所 三、産婆 四、薬局 五、共済組合 六、其ノ他本会ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業	第一条ノ事業ヲ実施スル為メ知空炭坑ニ於テ左ノ事業ヲ経営ス 一、病院 二、診療所 三、産婆 四、薬局 五、共済組合 六、其ノ他本会ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業	第一条ノ事業ヲ実施スル為メ享和炭坑ニ於テ左ノ事業ヲ経営ス 一、病院 二、診療所 三、産婆 四、薬局 五、共済組合 六、其ノ他本会ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業